

まちづくりと総合計画

兵庫県立大学 林 昌彦

1. 地方自治体の役割と総合計画

- 日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」(92条)

地方自治の本旨には、団体自治（国からある程度独立した地方公共団体を設けること）と、住民自治（地方公共団体を住民の意思に基づいて運営すること）とがある。

- 地方自治法

「民主的にして能率的な行政の確保を図る」(1条)

「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」(1条の2①)

「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」(1条の2②)

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」(2条④)

「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」(2条⑭)

「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」(2条⑮)

2. 分権改革と自治の重要性

- 分権改革（国と地方の役割分担の見直し）

機関委任事務制度の全面廃止（第一次分権改革の最大の成果）

→自治体の自律的領域（団体自治）の拡大

条例制定の余地の拡大、法令解釈の余地の拡大

⇒大きくなった権限をどう使うのか。地方自治法等によって規定された諸制度のあり方、さらには根本的に「統治（ガバナンス）」のあり方が問われる。

● 地域主権改革

「地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しています。このため、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換していきます。」（内閣府ホームページより）（下線は林）

「地域主権戦略大綱」平成 22 年 6 月 22 日閣議決定

第 1 地域主権改革の全体像

1 「地域主権改革」の理念と定義

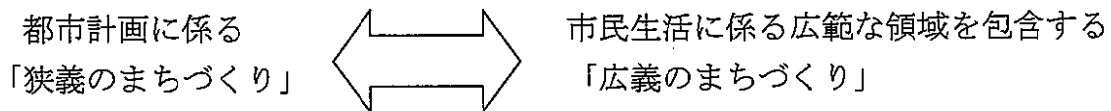
(1) 地域主権改革の意義

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。（下線は林）

● 宍粟市自治基本条例（仮称）素案

「市民が主役のまちづくり」をめざすための条例

「まちづくり」という言葉は、トップダウン型「都市計画行政」に対抗して、1970 年代から使われ始めた。近年、都市計画行政の中でも、「都市計画からまちづくりへ」という変化が見られる。



市政運営

「総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり」

「総合計画は、市民参画のもと、案が作成され、議会の議決を経て策定されなければならない。」

「基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。」

3. 計画行政と総合計画の限界

- 3 層構造

基本構想：地域社会の将来像を長期的視点から示す

基本計画：基本構想によって示された将来像を実現するための政策体系を展開する

実施計画：基本計画の展開に沿う形で個別の事業計画を詳細に検討する

- 限界 1：総合計画が予算編成の指針にならない

「総花的計画」、いわば「夢を売る計画」

「あれもこれも」で優先順位がない

- 限界 2：実効性がない

財政的裏付けがない

目標実現の手段が示されない＝政策の体系化が未整備

政策：大局的な見地から目指すべき方向や目的を示す

施策：政策目的を達成するための方策

事務事業：施策目的を達成するための具体的な手段

- 限界 3：事後評価・進行管理ができない

そもそも目標が設定されていない

実施予定（工程表）が示されていない

4. 後期基本計画見直しの視点

- 政策の体系化

「政策→施策→事務事業」という目的と手段の因果関係の明示

- 成果重視の指標設定

指標のタイプ

インプット（投入）指標：どれだけ予算をかけたか

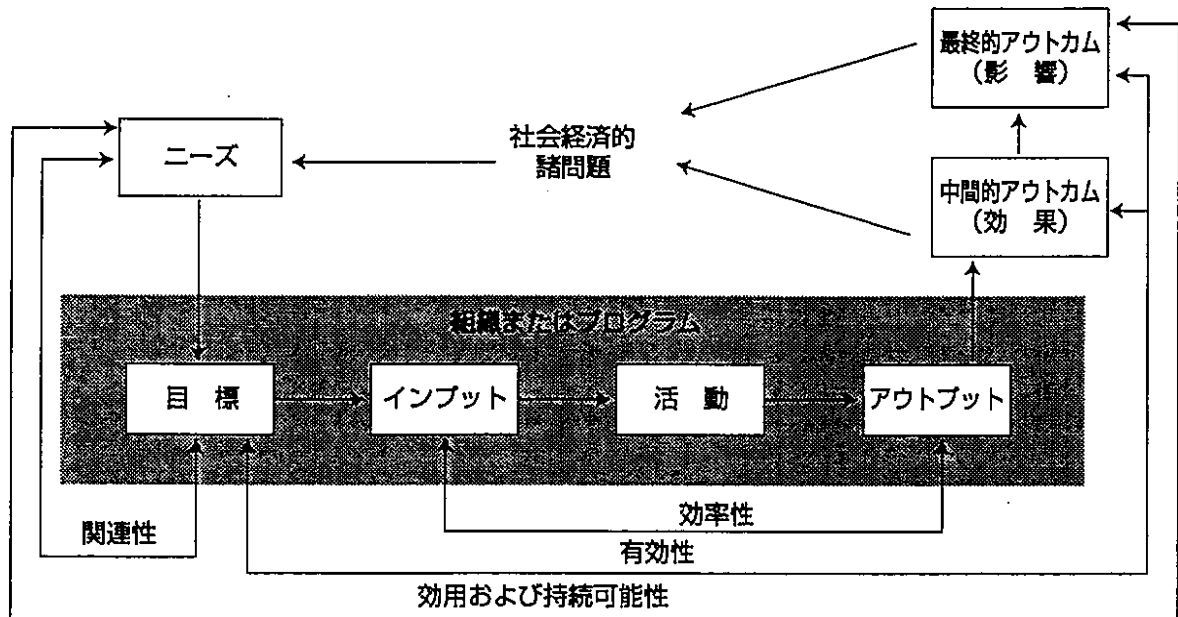
アウトプット（産出）指標：どれだけサービスを提供したか

アウトカム（成果）指標：どれだけ効果を上げたか

ヴァリュー・フォー・マネー (Value for Money) = 支出に見合う価値

「活きた金の使い方をしているか」を問う

図 1 インプット・アウトプット・モデル



(出所) Pollitt, C. and Bouckaert, G. (2000) *Public Management Reform: A Comparative Analysis*, Oxford University Press, p. 13.

● 総合計画と連携した行政評価の実施

評価とは

評価対象の善し悪しを判断するのではなく、善し悪しの判断（意思決定）
のための一つの材料を提供する手段

行政評価

すでに決まった政策目的の枠組みのもとで、どのような施策を選択し、その実施においてどれほど効率的に資源を利用しているかどうか、また、所定の成果を上げているかどうかを定期的にチェックする

行政評価の目的

- ①有効性・効率性を追求する
- ②市民に対する説明責任を果たす
- ③情報提供を通じて市民参加を促進する